

オイルミスト検出装置の使用承認試験に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、ディーゼル機関クランク室のオイルミスト検出装置の使用承認試験に関する IACS 統一規則 M67 の一部を改正し、2006 年 10 月に同規則 Rev.1 を採択した。

今般、IACS 統一規則 M67 Rev.1 を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) オイルミスト検出装置の検出器について電磁両立性 (EMC) 試験を行うよう定めた。
- (2) オイルミスト検出装置の性能試験に関する詳細な手順について要件を定めた。
- (3) 鋼船規則 D 編 2.4.5 に定める「本会が承認した形式のオイルミスト検出装置」とは、船用材料・機器等の承認及び認定要領第 7 編 6 章に従って承認を受けたものである旨を検査要領に明記した。